

医療機能情報提供制度に係る定期報告に関するよくある質問

《事務連絡》※先にご確認ください。(病院、診療所、歯科診療所のみ)

システム移行処理の関係上、調査票の【保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類】の「生活保護法指定医療機関」のチェックマークが外れております。
該当の医療機関はチェックをお願いいたします。

※本資料は和歌山県 医務課ホームページに掲載されており、随時更新されます。

和歌山県医務課ホームページ：https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050100/imuka/imu_top.html

○各種項目の記載について

質問	回答
報告の基準日はいつですか。	令和6年1月1日です。
来年度から一部の検診を中止する予定です。今回の回答はどうすればいいですか。	今回は「実施あり」で回答してください。検診を中止しましたらG-MISの随時報告で修正いただくか、最寄りの保健所へご連絡ください。
『情報開示に関する料金』は、どのように記入すればいいですか。	開示請求の際の平均的な金額を入力してください。
【対応することができる在宅医療 ①在宅医療】のうち、『在宅患者連携指導』とは何でしょうか。	診療報酬上の「在宅患者連携指導料」のことです。診療報酬の算定を行っている場合は該当します。
育休職員の計算方法についてどうすればいいですか。	長期にわたって勤務していない者（3カ月を超える者。予定者を含む。）については、理由の如何を問わず医師数の算定には加えないでください。 なお、育児・介護休業法の規定に基づき所定労働時間の短縮措置が講じられている医師については、当該短縮措置が講じられる前の所定労働時間を勤務している者として取り扱ってください。
平均外来患者数は、暦日で割ればいいですか。	実診療日数で割ってください。
在宅患者数の定義はなんですか。	往診や在宅看護を行っている患者数としてください。
外来患者数を計算する時、「実診療日数」で割り戻しますが、半日の場合は、時間割とすればいいですか。	一日の場合は「1」、半日の場合は「0.5」としてください。
面会時間は、コロナで時間制限している場合は現状に合わせますか。	現状に合わせて報告してください。変更があれば、その都度随時報告にて修正してください。
診療所と特養を併設している場合、特養の患者も診療所の患者に含めて報告したらいいですか。	レセプトを分けて請求している場合、含めないでください。特養の分も診療所で保険請求している場合は含めてください。
「対応することができる疾患・治療の内容」及びその件数とは、診療報酬点数を算定しているものを計上したらいいですか。	ご認識の通りです。
常勤換算はどのように計算するのでしょうか。	常勤換算は、常時何人の職員が働いているかを表したものです。 小数点以下第2位を切り捨て、小数点以下第1位までを算出してください。0.1以下になる場合は0.1とします。 例) 常勤医の勤務時間が週40時間であり、従事者2人(週40時間が1人、週20時間が1人)の場合 $40 \div 40 = 1$ 人(常勤) $20 \div 40 = 0.5$ 人(非常勤) $1 + 0.5 = 1.5$ 人(総数)

質問	回答
<p>【病院】 「生活保護法指定医療機関」「生活保護法指定医療機関(うち、医科)」の違いは何でしょうか。</p>	<p>システム移行処理の関係上、同内容の項目が表示されております。違いはありませんので、両方にチェックをお願いします。なお、歯科も同様の取り扱いです。</p>
<p>【歯科診療所】 『法令上の義務以外の院内感染対策』は、どのような場合に該当しますか。</p>	<p>「歯科点数表第1章基本診療料第1部初・再診料第1節初診料の注1」に規定する施設基準を満たすものが該当します。</p>

OG-MISについて

質問	回答
<p>G-MISでの報告はどこから行うことができますか。</p>	<p>以下URLより報告を行うことができます。 https://www.med-login.mhlw.go.jp/ (又は「G-MIS ログイン」で検索)</p>
<p>ユーザ名(ログインID)がわかりません。</p>	<p>和歌山県 定期報告ヘルプデスクにお問い合わせください。</p>
<p>ログインのためのパスワードがわかりません。</p>	<p>ログイン画面の下部の「パスワードをお忘れですか?」をクリックし、ユーザ名(ログインID)を入力してください。 その後、登録したメールアドレスにパスワード再設定用のメールが送られますので、画面に従って再設定を行ってください。</p>
<p>G-MISではなく紙で報告を行う場合、連絡等が必要ですか。</p>	<p>連絡等は不要です。</p>
<p>G-MISのホーム画面で「医療機能情報提供制度」ボタンをクリックしたところ、報告を開始するための権限がない旨のメッセージが表示されましたが、どのようにすればいいのでしょうか。</p>	<p>そのメッセージが表示された場合、貴医療機関はG-MIS上で定期報告を行う権限が付与されておられませんので、郵送にて報告を行ってください。</p>
<p>報告済の報告情報を修正したいのですが、どのようにすればいいのでしょうか。</p>	<p>「引き戻し」ボタンを押し、内容修正の上、再度報告を行ってください。 ただし、県で確認完了処理が行われていた場合は、引き戻しができませんので、「随時報告」により修正を行ってください。</p>